

○ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）（抜粋）

第三章の二 侵入調査

（侵入警戒有害動植物）

第十六条の六 この章で「侵入警戒有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの
- 二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

（侵入調査事業）

第十六条の七 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業（以下「侵入調査事業」という。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、侵入調査事業に協力しなければならない。

（通報義務）

第十六条の八 侵入警戒有害動植物が、新たに国内に侵入し、又はまん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所長又は都道府県知事に通報しなければならない。

○ 植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）（抜粋）

第四章の三 侵入調査

（侵入警戒有害動植物）

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

別表八（第三十五条の十二関係）

第一 有害動物	
（一）節足動物	<i>Bactrocera cucurbitae</i> （ウリミバエ） <i>Bactrocera dorsalis</i> species complex（ミカンコミバエ種群） <i>Bactrocera tau</i> （セグロウリミバエ） <i>Bactrocera tryoni</i> （クインスランドミバエ） <i>Ceratitis capitata</i> （チチュウカイミバエ） <i>Cydia pomonella</i> （コドリंगा） <i>Cylas formicarius</i> （アリモドキゾウムシ） <i>Euscepes postfasciatus</i> （イモゾウムシ） <i>Leptinotarsa decemlineata</i> （コロラドハムシ） <i>Mayetiola destructor</i> （ヘシアンバエ）
（二）線虫	<i>Globodera pallida</i> （ジャガイモシロシストセンチュウ） <i>Globodera rostochiensis</i> （ジャガイモシストセンチュウ） <i>Heterodera schachtii</i> （テンサイシストセンチュウ） <i>Meloidogyne chitwoodi</i> （コロンビアネコブセンチュウ） <i>Meloidogyne enterolobii</i> <i>Radopholus citrophilus</i> （カンキツネモグリセンチュウ） <i>Radopholus similis</i> （バナナネモグリセンチュウ）
（三）その他無脊椎動物	<i>Achatina fulica</i> （アフリカマイマイ）
（四）その他	<i>Ditylenchus angustus</i> （イネクキセンチュウ）その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの
第二 有害植物	
（一）真菌及び粘菌	<i>Ramularia collo-cygni</i> <i>Synchytrium endobioticum</i> （ジャガイモがんしゅ病菌） <i>Thecaphora solani</i>

(二) 細菌	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) <i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーニング病菌アフリカ型) <i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーニング病菌アメリカ型) <i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーニング病菌アジア型) <i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌) <i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌) <i>Spiroplasma citri</i> <i>Xylella fastidiosa</i>
(三) ウイルス (ウイロイドを含む。)	<i>Columnea latent viroid</i> <i>Pepino mosaic virus</i> <i>Pepper chat fruit viroid</i> <i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス) <i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) <i>Tomato apical stunt viroid</i> <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイロイド) <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> <i>Tomato mottle mosaic virus</i>
(四) その他	<i>Balansia oryzae-sativae</i> (イネミイラ穂病菌)、<i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzicola</i> (イネ条斑細菌病菌) その他日本に産しない各種の検疫有害動植物であつてイネを害するもの